

(証券コード 7585)

2022年9月8日

株 主 各 位

(本店所在地)

埼玉県さいたま市南区南浦和二丁目18番5号

(本社事務所)

埼玉県さいたま市浦和区北浦和四丁目1番1号

株 式 会 社 かんなん丸

代表取締役社長 佐藤 榮治

第45回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜わり厚く御礼申しあげます。

さて、当社第45回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、書面により事前の議決権行使をいただき、株主総会当日のご来場はお控えいただくようお願い申しあげます。また、会場の関係上、ご用意できる席数に限りがあるため、議場への入場をお断りする場合がございますことをご通知申しあげます。

後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年9月22日(木曜日)午後6時までには到着するようご返送いただきたく、お願い申しあげます。

敬 具

記

- | | |
|---------|--|
| 1. 日 時 | 2022年9月26日(月曜日) 午前10時 |
| 2. 場 所 | 埼玉県さいたま市浦和区北浦和四丁目1番1号
当社 本社事務所3階 |
| 3. 目的事項 | |
| 報告事項 | 1. 第45期(2021年7月1日から2022年6月30日まで)
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第45期(2021年7月1日から2022年6月30日まで)
計算書類報告の件 |
| 決議事項 | |
| 第1号議案 | 剰余金処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役7名選任の件 |
| 第4号議案 | 監査役3名選任の件 |

以 上

株主総会当日にお配りしておりましたお土産はとりやめとさせていただきます。何卒ご理解くださいますようお願い申しあげます。

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎「本株主総会招集ご通知」に掲載しております事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.kannanmaru.co.jp/>）において掲載させていただきます。
- ◎事業報告の「主要な事業内容」、「主要な事業所」、「会計監査人に関する事項」、「業務の適正を確保するための体制」、「業務の適正を確保するための体制の運用の状況の概要」、計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、法令及び定款の定めにより、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.kannanmaru.co.jp/>）に掲載しており、本株主総会招集ご通知の提供書面には記載しておりません。したがって、本株主総会招集ご通知の提供書面は、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした計算書類の一部であり、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした事業報告及び計算書類の一部であります。

(提供書面)

事業報告

(2021年7月1日から
2022年6月30日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における外食産業は、前連結会計年度から続く複数回にわたる緊急事態宣言、まん延防止等重点措置の発令により、個人消費は落ち込みと持ち直しを繰り返し、コロナ禍における感染者数の多寡により、ご来店のお客様が大きく変動する、不透明な状況で推移しております。当社においても、営業時間の短縮要請及び酒類提供の時間制限、1グループあたりの人数制限他さまざまな要請を受ける中、企業としての社会的責任を果たすという観点から、各要請に対し、誠実に対応してまいりました。この結果当連結会計年度においては休業と営業再開を繰り返すこととなり、また継続営業が可能となった後も、感染の再拡大による全国的な外出や飲食店利用への自粛要請が行われ、積み上げてきた取り組みが、一進一退を繰り返す状況となっております。

こうした状況の下、当社グループは、前連結会計年度より進めてまいりました大規模な運営店舗とコスト構造の見直しを経て、コロナ禍においても利益を出していける店舗体制づくりを進めてまいります。

具体的には、既存店舗の活性化を図ることを最重要の課題ととらえ、お客様満足度向上のためのQSCの徹底・継続や来店客数の増加のためにSNSの活用を実施いたしました。さらに、単一の事業ポートフォリオでの運営の厳しさを受け、コロナ禍においてもその影響を受けにくい、ご飲食に対するアルコール比率が低い、Italian Kitchen「VANSAN」のFCとして2店舗を出店いたしました。こちらは、当該ブランド運営に対して店舗運営や研修他、DX化に先進的に取り組んでいるVANSAN本部の指導を受け運営をしております。さらに個人・ファミリー等の少人数のお客様をターゲットとした自社開発業態である、大衆すし酒場「じんべえ太郎」へ3店舗の業態変更も進めることで、フードメニュー、ドリンクメニューを開発し、メニューの改廃のみならず、効率的な店舗オペレーションの新たな取り組みを進めております。

この結果、当連結会計年度末の店舗数は、大衆割烹「庄や」20店舗、「日本海庄や」4店舗、カラオケルーム「うたうんだ村」1店舗、大衆すし酒場「じんべえ太郎」5店舗、Italian Kitchen「VANSAN」2店舗の合計32店舗となっております。

以上により、当連結会計年度の業績は、売上高665,209千円（前期比9.3%減）、売上総利益446,796千円（同10.2%減）、営業損失は587,981千円（前期は営業損失1,034,400千円）となりました。

営業時間短縮要請に係る協力金や雇用調整助成金等を含めた補助金収入を営業外収益に509,649千円計上したことにより、経常損失は65,592千円（前期は経常損失639,693千円）となり、税金等調整前当期純損失は4,438千円（前期は税金等調整前当期純損失501,238千円）となり、親会社株主に帰属する当期純損失は8,774千円（前期は親会社株主に帰属する当期純損失504,914千円）となりました。

当社グループは、料理飲食事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

部門別売上高は次のとおりであります。

(単位：千円)

区 分	売 上 高	構 成 比
庄 や 部 門	371,860	55.9%
日 本 海 庄 や 部 門	160,013	24.1
V A N S A N 部 門	64,286	9.7
じ ん べ え 太 郎 部 門	69,048	10.4
合 計	665,209	100.0

(注) 1. 上記金額には、消費税及び地方消費税は含まれておりません。

2. 庄や部門には、カラオケルーム「うたうんだ村」が含まれております。

② 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は106百万円で、業態変更及び既存店舗の改装に係る投資であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度の所要資金につきましては、株式会社商工組合中央金庫より100百万円の借入を行っております。

(2) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 42 期 (2019年 6 月期)	第 43 期 (2020年 6 月期)	第 44 期 (2021年 6 月期)	第 45 期 (当連結会計年度) (2022年 6 月期)
売上高(百万円)	3,573	2,316	733	665
親会社株主に帰属する当期純損失(△)(百万円)	△313	△628	△504	△8
1株当たり当期純損失(△)(円)	△82.28	△164.77	△132.47	△2.30
総資産(百万円)	3,033	2,207	1,807	1,839
純資産(百万円)	2,371	1,703	1,178	1,170
1株当たり純資産額(円)	622.20	446.80	309.13	307.09

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 42 期 (2019年 6 月期)	第 43 期 (2020年 6 月期)	第 44 期 (2021年 6 月期)	第 45 期 (当事業年度) (2022年 6 月期)
売上高(百万円)	3,495	2,248	680	596
当期純損失(△)(百万円)	△312	△625	△491	△10
1株当たり当期純損失(△)(円)	△82.02	△164.15	△128.96	△2.69
総資産(百万円)	3,020	2,162	1,764	1,772
純資産(百万円)	2,358	1,692	1,180	1,171
1株当たり純資産額(円)	618.71	443.94	309.78	307.35

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当事業年度の期首から適用しており、当事業年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社しんしん丸	10百万円	100%	大衆すし酒場「じんべえ太郎」運営事業

(4) 対処すべき課題

コロナ禍による店内飲食への影響は甚大であり、それに伴う生活スタイルの変化や外出・会食の自粛による需要の著しい減少、また、直近では全国的な感染者数の大幅な増加による来店客数の減少により、売上高は大変厳しい状態で推移しております。

一方、3年目をむかえるコロナ禍においては、コロナワクチン接種の更なる推進とコロナの常態化によって、このような大変不透明な環境下においても、翌事業年度の下期からは著しい営業活動の停滞は解消されていくものと想定しております。

こうした中で当社グループは、既存店の活性化と事業ポートフォリオの組替えとともに、より多くのお客様に安心してご来店いただくためのQSCの向上と、お客様と従業員に対する感染拡大防止対策と健康への配慮を継続して行ってまいります。

翌事業年度の業績の見通しにつきましては、売上高1,650百万円、経常損失50百万円、当期純損失55百万円を見込んでおります。

(5) 使用人の状況 (2022年6月30日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末 比増減
106名	5名減

(注) 上記使用人には、パートタイマー及びアルバイトの期末人員数(8時間換算)27名は含まれておりません。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
90名	14名減	48.0歳	10.4年

(注) 上記使用人には、パートタイマー及びアルバイトの期末人員数(8時間換算)24名は含まれておりません。

(6) 主要な借入先の状況 (2022年6月30日現在)

借入先	借入額
株式会社商工組合中央金庫	313,750千円
株式会社武蔵野銀行	63,330千円
株式会社三井住友銀行	20,000千円

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2022年6月30日現在)

- ① 発行可能株式総数 16,000,000株
- ② 発行済株式の総数 4,351,308株
- ③ 株主数 3,860名 (前期末比294名減)
- ④ 大株主 (上位10名) の状況

株主名	持株数	持株比率
佐藤榮治	1,358千株	35.65%
有限会社群青	954千株	25.05%
株式会社小室商店	81千株	2.13%
株式会社 埼玉りそな銀行	50千株	1.31%
株式会社 武蔵野銀行	40千株	1.05%
かんなん丸 従業員持株会	37千株	0.98%
サントリー酒類 株式会社	34千株	0.90%
桑野義正	27千株	0.71%
阪田和弘	19千株	0.51%
陳自力	18千株	0.47%

- (注) 1. 当社は、自己株式を539,761株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（2022年6月30日現在）

氏名	会社における地位	担当及び重要な兼職の状況
佐藤 榮治	代表取締役社長	有限会社群青代表取締役社長 株式会社しんしん丸代表取締役社長
渡邊 力	代表取締役専務	
三留 雅広	常務取締役	営業本部長
佐藤 立樹	取締役	
佐藤 勇気	取締役	
菊田 聡	常勤監査役	
羽根川 敏文	監査役	羽根川敏文税理士事務所所長
武田 明子	監査役	武田法律事務所(弁護士)

- (注) 1. 監査役羽根川敏文氏及び武田明子氏は、社外監査役であります。
2. 当社は、監査役武田明子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 監査役羽根川敏文氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 責任限定契約の内容の概要
該当事項はありません。

② 取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	46,431 (-)	46,431 (-)	- (-)	- (-)	5 (0)
監査役 (うち社外監査役)	9,876 (4,800)	9,876 (4,800)	- (-)	- (-)	3 (2)
合計 (うち社外役員)	56,307 (4,800)	56,307 (4,800)	- (-)	- (-)	8 (2)

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項
当社の役員の報酬等の額につきましては、株主総会の決議により、取締役全員及び監査役全員の報酬総額の上限額を決定しております。取締役の報酬は、株主総会の承認により決定された報酬総額の限度内において、代表取締役により担当職務の内容、経

営環境、業績への貢献度、従業員に対する処遇との整合性等総合的に勘案して、個人別報酬額を決定しております。監査役の報酬は、株主総会の承認により決定された報酬総額の限度内において、監査役相互の協議により、個人別報酬額を決定しております。

③ 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等

ア. 取締役および監査役の報酬等についての事項

取締役の報酬限度額は1994年3月27日の決議において年額金2億円以内（当該時点の取締役の員数6名）と決議されております。また監査役報酬は年額金2千万円以内（当該時点の監査役の員数1名）と決議されております。

イ. 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

各取締役の報酬等の額については、取締役会より一任された代表取締役社長佐藤榮治が、当事業年度の業績、各取締役の担当業務、実績等を総合的に勘案して決定しております。会社法上、株主様から委任されて経営する立場にある取締役のうち、経営責任者である代表取締役社長が上記に基づいて決定することが適切であると判断したためであります。

④ 社外監査役に関する事項

ア. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・ 監査役羽根川敏文氏は、羽根川敏文税理士事務所の所長を兼務しております。なお、当社と羽根川敏文税理士事務所の間には、税理士顧問契約の取引関係があります。
- ・ 監査役武田明子氏は、武田法律事務所にて在籍しております。なお、当社と武田法律事務所の間には特別な関係はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況
監査役 羽根川 敏 文	当期開催の取締役会14回全てに出席し、主に税理士としての専門的見地からの発言を行っております。また、当期開催の監査役会13回全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査事項の協議を行っております。
監査役 武 田 明 子	当期開催の取締役会14回中13回に出席し、主に弁護士としての専門的見地からの発言を行っております。また、当期開催の監査役会13回全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査事項の協議を行っております。

連結貸借対照表

(2022年6月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	1,037,389	流 動 負 債	243,207
現金及び預金	957,704	買掛金	31,347
売掛金	28,851	1年内返済予定の長期借入金	75,417
原材料	11,876	リース債務	10,109
前払費用	19,536	未払金	77,893
未収収益	949	未払費用	20,996
未収消費税等	16,939	未払法人税等	5,045
その他	1,532	預り金	18,150
固 定 資 産	802,164	賞与引当金	830
有形固定資産	489,504	その他	3,418
建物	246,970	固 定 負 債	425,859
工具器具備品	20,832	長期借入金	321,663
土地	213,034	リース債務	2,142
リース資産	8,491	繰延税金負債	9,010
その他	174	資産除去債務	93,043
無形固定資産	13,165	負 債 合 計	669,066
ソフトウェア	209	純 資 産 の 部	
電話加入権	12,955	株 主 資 本	1,164,044
投資その他の資産	299,495	資本金	50,000
投資有価証券	28,709	資本剰余金	313,600
長期未収入金	110	利益剰余金	1,422,573
差入保証金	232,910	自己株式	△622,129
保険積立金	37,526	その他の包括利益累計額	6,442
その他	6,994	その他有価証券評価差額金	6,442
貸倒引当金	△6,757	純 資 産 合 計	1,170,487
資 産 合 計	1,839,554	負 債 ・ 純 資 産 合 計	1,839,554

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2021年7月1日から
2022年6月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		665,209
売 上 原 価		218,412
売 上 総 利 益		446,796
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,034,778
営 業 損 失		587,981
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	183	
補 助 金 収 入	509,649	
そ の 他	15,399	525,232
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	348	
貸 倒 引 当 金 繰 入	2,477	
そ の 他	17	2,843
経 常 損 失		65,592
特 別 利 益		
収 用 保 証 金	72,412	72,412
特 別 損 失		
店 舗 閉 鎖 損 失	1,435	
減 損 損 失	9,821	11,257
税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失		4,438
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	5,071	
法 人 税 等 調 整 額	△735	4,335
当 期 純 損 失		8,774
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 損 失		8,774

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2021年7月1日から
2022年6月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
2021年7月1日残高	50,000	313,600	1,431,347	△622,114	1,172,833
連結会計年度中の変動額					
親会社株主に帰属する 当期純損失			△8,774		△8,774
自己株式の取得				△14	△14
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	-	△8,774	△14	△8,788
2022年6月30日残高	50,000	313,600	1,422,573	△622,129	1,164,044

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利益 累計額合計	
2021年7月1日残高	5,451	5,451	1,178,285
連結会計年度中の変動額			
親会社株主に帰属する 当期純損失			△8,774
自己株式の取得			△14
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	991	991	991
連結会計年度中の変動額合計	991	991	△7,797
2022年6月30日残高	6,442	6,442	1,170,487

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- ・ 連結子会社の数 1社
- ・ 連結子会社の名称 株式会社しんしん丸

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

ロ 棚卸資産の評価基準及び評価方法

原材料 最終仕入原価法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、以下のとおりであります。

建物 10～34年

工具器具備品 3～10年

ロ 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

ハ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

- イ 貸倒引当金 売掛債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ロ 賞与引当金 従業員の賞与の支給に備えるため、翌期支払予定額のうち当連結会計年度に属する支給対象期間に見合う額を計上しております。

④ 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループが行う基本的なサービスは、飲食店における顧客からの注文に基づく料理の提供であり顧客へ料理を提供し対価を受領した時点で履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これにより、従来、販売促進費として販売費及び一般管理費に計上していた、顧客に支払われる対価の一部を、売上高から控除して表示する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。

この結果、収益認識会計基準等の適用を行う前と比べて、当連結会計年度の売上高、販売費及び一般管理費がそれぞれ4,116千円減少します。これにより、売上総利益は同額減少しますが、営業損益以下に与える影響はありません。また、利益剰余金期首残高に与える影響もありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

固定資産の減損

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

	当連結会計年度
減損損失	9,821千円

なお、減損損失9,821千円の内訳は、連結損益計算書に関する注記「減損損失」に記載しております。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①算出方法

収益性の低下による減損の兆候の判定においては、取締役会によって承認された翌連結会計年度の予算を基礎としております。

②主要な仮定

翌連結会計年度の予算における主要な仮定は、総合居酒屋業界を取り巻く需要動向等の外部要因や将来の来店客予測等に基づく売上高であります。

当連結会計年度において、新型コロナウイルス感染症による影響により営業自粛や時短営業への協力を行ったこと等により営業赤字を計上していますが、翌連結会計年度は当該新型コロナウイルス感染症の影響は縮小し、資産グループによっては営業黒字に転換するところもあると仮定しております。そのため、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響は翌連結会計年度には収束するものと仮定して予算を策定し、収益性の低下による減損の兆候の判定を行っております。

③翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響

策定された予算は、現在の状況及び入手可能な情報に基づき、合理的と考えられる仮定に基づいて判断を行っておりますが、新型コロナウイルス感染症の広がりや収束時期等の見積りには不確実性を伴います。

今後、仮に新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響が想定以上に増大及び長期化するなど、見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、上記の見積りの結果に影響し、翌連結会計年度以降の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 1,415,790千円

なお、減価償却累計額には減損損失累計額が150,661千円含まれております。

5. 連結損益計算書に関する注記

減損損失

当社は以下の資産グループについて、減損損失を計上しました。

用途	種類	場所	金額
店舗	建物等	埼玉県川越市他	9,821千円

当社は、事業用資産において各店舗を基本単位として資産のグルーピングを行っております。

当連結会計年度において、営業活動から生ずる損益が継続してマイナスの資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（9,821千円）として特別損失に計上いたしました。その種類ごとの内訳は以下のとおりであります。

建物	9,355千円
工具器具備品	179
長期前払費用	286
計	9,821

なお、回収可能価額は使用価値により算定しております。使用価値については、将来キャッシュ・フローに基づく使用価値がマイナスであるものは回収可能価額を零として評価しております。

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	4,351,308株	-株	-株	4,351,308株

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	539,745株	16株	-株	539,761株

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

該当事項はありません。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年9月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	22,869	6	2022年6月30日	2022年9月27日

- (4) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項
該当事項はありません。

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループの資金運用は、預金等安全性の高い金融商品での運用に限定しております。
飲食店運営事業を行うための設備投資に係る資金調達については、基本的に自己資金で賄う方針であり、それ以外の諸経費支払資金につき、銀行借入により調達しております。
投資有価証券は、主に上場株式であり、定期的に時価の把握を行っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

当連結会計年度末における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、以下のとおりであります。現金は注記を省略しており、預金、売掛金及び買掛金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位:千円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1)投資有価証券	28,709	28,709	-
資 産 計	28,709	28,709	-
(2)長期借入金(※)	397,080	397,442	362
負 債 計	397,080	397,442	362

(※) 1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で貸借対照表上に計上している金融商品

当連結会計年度（2022年6月30日）

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	28,709	-	-	28,709

② 時価で貸借対照表上に計上している金融商品以外の金融商品

当連結会計年度（2022年6月30日）

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	-	397,442	-	397,442

（注） 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

イ．投資有価証券

投資有価証券の時価について、取引所の価格により、レベル1の時価に分類しております。

ロ．長期借入金

長期借入金の時価については、当社グループは、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっており、レベル2の時価にしております。なお、1年内返済予定の長期借入金を含めております。

8. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

地域別	当連結会計期間 （自 2021年7月1日 至 2022年6月30日）
埼玉県	545,911千円
栃木県	65,303
群馬県	37,632
千葉県	16,361
顧客との契約から生じる収益	665,209
その他の収益	-
外部顧客への売上高	665,209

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「連結注記表」、「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等」の「(4)会計方針に関する事項」、「④重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

9. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 307円09銭 |
| (2) 1株当たり当期純損失 | 2円30銭 |

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

11. その他の注記

資産除去債務に関する注記

(1) 資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

イ 当該資産除去債務の概要

店舗の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

ロ 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から1年～26年と見積り、国債利回り（0.718%～2.195%）を割引率として資産除去債務の金額を計算しております。

ハ 当該資産除去債務の総額の増減

	当連結会計年度 (自 2021年7月1日 至 2022年6月30日)
期首残高	158,378千円
時の経過による調整額	1,230
資産除去債務の履行による減少額	△59,560
資産除去債務の戻入	△7,005
期末残高	93,043

(2) 資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上していないもの

該当事項はありません。

貸借対照表

(2022年6月30日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	1,083,822	流動負債	176,519
現金及び預金	949,360	買掛金	31,347
売掛金	25,323	1年内返済予定の長期借入金	46,664
原材料	9,898	リース債務	10,109
前払費用	19,283	未払金	47,708
未収収益	949	未払費用	12,843
未収消費税等	11,301	未払法人税等	4,910
短期貸付金	32,639	前受金	1,643
その他	35,066	前受収益	890
固定資産	689,070	預り金	17,927
有形固定資産	377,612	賞与引当金	700
建物	143,337	その他	1,775
車両運搬具	174	固定負債	424,909
工具器具備品	12,574	長期借入金	316,666
土地	213,034	リース債務	2,142
リース資産	8,491	繰延税金負債	9,010
無形固定資産	13,165	資産除去債務	93,043
ソフトウェア	209	その他	4,047
電話加入権	12,955	負債合計	601,429
投資その他の資産	298,293	純資産の部	
投資有価証券	28,709	株主資本	1,165,022
出資金	10	資本金	50,000
長期貸付金	500	資本剰余金	313,600
長期未収入金	110	資本準備金	88,500
長期前払費用	5,481	その他資本準備金	225,100
差入保証金	232,910	利益剰余金	1,423,551
保険積立金	37,526	利益準備金	24,780
その他	1,492	その他利益剰余金	1,398,771
貸倒引当金	△8,449	別途積立金	1,280,000
資産合計	1,772,893	繰越利益剰余金	118,771
		自己株式	△622,129
		評価・換算差額等	6,442
		その他有価証券評価差額金	6,442
		純資産合計	1,171,464
		負債・純資産合計	1,772,893

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2021年7月1日から
2022年6月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		596,160
売 上 原 価		193,836
売 上 総 利 益		402,324
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		961,296
営 業 損 失		558,971
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	229	
受 取 家 賃	9,712	
補 助 金 収 入	482,958	
そ の 他	13,189	506,090
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	135	
貸 倒 引 当 金 繰 入	4,169	
そ の 他	17	4,322
経 常 損 失		57,203
特 別 利 益		
収 用 補 償 金	72,412	72,412
特 別 損 失		
減 損 損 失	9,821	
店 舗 閉 鎖 損 失	1,435	
子 会 社 株 式 評 価 損	10,000	21,257
税 引 前 当 期 純 損 失		6,048
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	4,936	
法 人 税 等 調 整 額	△735	4,200
当 期 純 損 失		10,249

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年8月24日

株式会社かんなん丸
取締役会 御中

アスカ監査法人
東京事務所

指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	今 井 修 二
指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	小 原 芳 樹

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社かんなん丸の2021年7月1日から2022年6月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社かんなん丸及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年8月24日

株式会社かんなん丸

取締役会 御中

アスカ監査法人

東京事務所

指 定 社 員	公認会計士	今 井 修 二
業務執行社員		
指 定 社 員	公認会計士	小 原 芳 樹
業務執行社員		

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社かんなん丸の2021年7月1日から2022年6月30日までの第45期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は2022年7月12日開催の取締役会において、会社を存続会社、連結子会社である株式会社しんしん丸を消滅会社とする吸収合併を行うことを決議し、同日付で合併契約を締結している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年7月1日から2022年6月30日までの第45期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。子会社につきましては、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人アスカ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人アスカ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年8月25日

株式会社 かんなん丸 監査役会

常 勤 監 査 役	菊 田	聡
社 外 監 査 役	羽 根 川	敏 文
社 外 監 査 役	武 田	明 子

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

当社は株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題のひとつと考え、安定配当の維持を基本としながら、今後の事業展開等を勘案して、以下のとおり第45期の期末配当をいたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金6円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は22,869,282円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2022年9月27日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

(1) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されたことに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供制度に対応するため、定款第15条を変更するものであります。

(2) 取締役として広く適任者を得られるよう、また、期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役会決議によって、法令の定める範囲内で責任を免除することができる旨の規定、並びに業務執行を行わない取締役との間で責任限定契約を締結することができる旨の規定を定款第25条(取締役の責任免除)として新設するものです。

なお、定款第25条の(取締役の責任免除)の新設に関しましては、監査役全員の同意を得ております。

(3) 監査役に関しましても、取締役会決議によって、法令の定める範囲内で責任を免除することができる旨の規定、並びに監査役との間で責任限定契約を締結することができる旨の規定を定款第31条(監査役の責任免除)として新設するものです。

(4) 上記の変更に伴い、条数の整備等の所要の変更を行うものです。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(電子提供措置等)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>2. 当社は、<u>電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第25条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、<u>取締役会の決議をもって、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。</u></p> <p>2. 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>
<p>第25条～第29条 (条文省略)</p>	<p>第26条～第30条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>第30条～第33条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第31条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第32条～第35条 (現行どおり)</p> <p>(附則)</p> <p>1. 会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日(以下「施行日」という。)から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。</p> <p>2. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第3号議案 取締役7名選任の件

取締役全員（5名）は本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、経営体制の強化のため2名を増員し、取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式 数
1	※ ののむら たかし 野々村 孝志 (1957年1月5日生)	1980年4月 サントリー株式会社入社 2000年11月 株式会社ダイナック 経営開発 室長 2005年4月 株式会社ダイナック 専務取締 役営業統括本部長 2012年4月 サントリーパブリシティサービ ス株式会社 代表取締役社長 2016年9月 サントリー酒類株式会社 市場 開発副本部長 2022年7月 当社顧問として入社（現任）	2,000株
		<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>野々村孝志氏は、サントリー株式会社に入社以来、一貫して外食業界に携わっており、上場企業経営とそのガバナンス、FCチェーン店の運営ノウハウに豊富な知見を有しております。その幅広い知識と経験を活かし、当社の業績回復並びに持続的成長と企業価値の向上を図るため、取締役として選任をお願いするものであります。</p>	
2	さとう えいじ 佐藤 榮治 (1941年6月9日生)	1973年7月 自営業（飲食店）を開始 1980年9月 株式会社朱鷺（現株式会社大 庄）入社 1982年5月 有限会社かんなん丸設立 代表取締役社長 1995年2月 当社代表取締役社長（現任） 1995年4月 有限会社群青設立 代表取締役社長（現任） 2012年6月 株式会社しんしん丸設立 代表取締役社長（現任） (重要な兼職の状況) 有限会社群青代表取締役社長 株式会社しんしん丸代表取締役社長	1,358,900株
		<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>佐藤榮治氏は、創業者であり経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、庄やグループフランチャイズ店の運営を通して、当社の成長と企業業績向上に向けた基盤を作るとともに、当社経営陣の中心として会社を牽引してまいりました。以上のことから引き続き、取締役として選任をお願いするものであります。</p>	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式 数
3	わたなべ つとむ 渡 邊 力 (1956年2月18日生)	1978年4月 株式会社商工組合中央金庫入庫 2012年8月 株式会社新潟関屋自動車学校 2018年9月 当社代表取締役専務(現任)	2,700株
	<p>【取締役候補者とした理由】 渡邊力氏は、企業再生・事業再生に関して、金融・財務のスペシャリストとして豊富なキャリアを有しております。就任より4年、当社の経営企画機能の充実、財務戦略の策定並びに実行などを担う中核的な役割を担っており、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。</p>		
4	みとめ まさひろ 三 留 雅 広 (1980年10月8日生)	2002年4月 当社入社 2008年7月 当社営業部次長 2009年7月 当社営業部長 2011年9月 当社取締役 2012年7月 当社取締役営業本部副本部長 兼西営業本部長 2014年7月 当社常務取締役営業本部長 (現任)	500株
	<p>【取締役候補者とした理由】 三留雅広氏は、主に営業部門の責任者としての任務を通じ、当社の事業活動に関し、的確な視野での経験や見識を有し、営業部門を推進してまいりました。以上のことから引き続き、取締役として選任をお願いするものであります。</p>		
5	さとう たつき 佐 藤 立 樹 (1985年1月15日生)	2012年2月 当社入社 2014年7月 当社会長室 2017年9月 当社取締役(現任)	900株
	<p>【取締役候補者とした理由】 佐藤立樹氏は、総務・経理部門において卓越した行動力と大局的での確かな視点での見識を有しております。故会長の担った職務を引継ぎ、会社全体の資金管理、補助金による資金調達の多様化にも携っており、当社の経営の充実に資する人材であります。以上のことから引き続き、取締役としての選任をお願いするものであります。</p>		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式 数
6	さとう ゆうき 佐藤 勇氣 (1987年3月24日生)	2016年6月 当社入社 2018年7月 当社社長室 2018年9月 当社取締役(現任)	200株
	【取締役候補者とした理由】 佐藤勇氣氏は、人事労務に関する専門的な知識と実務経験を有しており、当社において様々な人事施策を講じてまいりました。また、内部統制に係る整備運用に関与し、企業コンプライアンスの向上とリスクマネジメントの強化に携わっております。以上のことから引き続き、取締役としての選任をお願いするものであります。		
7	※ ゆりおか まさひろ 百合岡 雅博 (1969年12月11日生)	1992年4月 トーマツコンサルティング株式 会社入社 以降、複数のコンサルティング会社などを経験 2010年5月 公益財団法人新潟市産業振興財 団ビジネス支援センター プロジェクトマネージャー 2022年4月 長岡大学 経済経営学部 准教 授(現任)	一株
	【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】 百合岡雅博氏は、コンサルティング会社にてマーケティングコンサルタントを中心に従事しておりました。とくに低迷する売上高を高めることを主眼にしたコンサルタントを行っており、同氏が知見を有するマーケティングの観点から当社における業績改善の助言をいただけることを期待しているため、社外取締役として選任をお願いするものであります。		

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。
2. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 百合岡雅博氏は社外取締役候補者であります。また、同氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、選任が承認された場合には、独立役員として指定する予定であります。
4. 当社は百合岡雅博氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条1項に定める最低責任限度額といたします。
5. 各候補者が選任された場合、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険(以下「D&O保険」といいます。)契約を締結し、その被保険者となる予定です。当社が締結を予定しているD&O保険契約の内容の概要は、被保険者である役員等が業務につき行った行為(不作為を含みます。)に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を補償するもの(ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除きます。)です。なお、D&O保険契約の保険料は、全額を当社が負担する予定です。

第4号議案 監査役3名選任の件

監査役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、監査役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式 の数
1	きくた さとし 菊田 聡 (1957年11月2日生)	1982年4月 株式会社武富士入社 2008年8月 当社入社 2009年7月 当社管理部部長 2011年7月 当社執行役員管理部部長 2014年9月 当社常勤監査役(現任)	1,100株
		【監査役候補者とした理由】 菊田聡氏は、入社以来管理部部長を務めており、当社における豊富な業務経験と、飲食業の経営全般及び管理・運營業務に関する知見を有していることから、当社の監査役としてその職務を適切に遂行できるものと判断し、引き続き監査役として選任をお願いするものであります。	
2	はねがわ としふみ 羽根川 敏文 (1948年5月25日生)	1968年3月 品川税務署入署 1978年7月 大森税務署退職 1982年3月 税理士開業 2000年6月 株式会社モスフードサービス監査役 2010年9月 当社社外監査役(現任)	17,700株
		(重要な兼職の状況) 羽根川敏文税理士事務所所長	
【社外監査役候補者とした理由】 羽根川敏文氏は、税理士として、企業会計・税務に精通しており、会社経営に関し十分な見識を有しております。上記の理由により、当社の社外監査役としてその職務を適切に遂行できるものと判断し、引き続き社外監査役として選任をお願いするものであります。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式 の数
3	たけだ あきこ 武田 明子 (1982年11月28日生)	2011年12月 弁護士登録 日本司法支援センター（法テラス）常勤弁護士 2013年1月 法テラス南和法律事務所 （2015年12月法テラス退任） 2016年1月 武田法律事務所入所 2018年9月 当社社外監査役(現任)	一株
<p>【社外監査役候補者とした理由】</p> <p>武田明子氏は、弁護士として、企業法務及びコンプライアンスに関する専門的知見ならびに経営に関する高い見識を有しており、当社の社外監査役としてその職務を適切に遂行できるものと判断し、引き続き社外監査役として選任をお願いするものであります。</p>			

- (注) 1. 監査役候補者羽根川敏文氏は、当社と税理士顧問契約の取引関係があります。なお、他の監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 羽根川敏文氏及び武田明子氏は、社外監査役候補者であります。なお、当社は、武田明子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 羽根川敏文氏及び武田明子氏は現在、当社の社外監査役であります。本総会終結の時をもって監査役としての在任期間は羽根川敏文氏が12年、武田明子氏が4年になります。
4. 当社は羽根川敏文氏及び武田明子氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条1項に定める最低責任限度額といたします。
5. 各候補者が選任された場合、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（以下「D&O保険」といいます。）契約を締結し、その被保険者となる予定です。当社が締結を予定しているD&O保険契約の内容の概要は、被保険者である役員等が業務につき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を補償するもの（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除きます。）です。なお、D&O保険契約の保険料は、全額を当社が負担する予定です。

以上

第45回定時株主総会会場ご案内図

場 所 埼玉県さいたま市浦和区北浦和四丁目1番1号
当社 本社事務所 3階
電話 (048) 815-6699



(お知らせ)

株主総会当日にお配りしておりましたお土産はとりやめとさせていただきます。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。